

富士市ウェブサイト広告表現ガイドライン

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、富士市ウェブサイトにて民間事業者等の広告を掲載するに当たり、ページデザイン、ユーザビリティ及びアクセシビリティを保持するために、「富士市広告掲載に関する指針」、「富士市広告掲載に関する基準」及び「富士市ウェブサイト広告掲載取扱要領」に規定する事項のほか、その広告表現について必要な事項を定めるものとする。

(禁止表現)

第2条 次の表現を含んだ広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止する。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン(入力できるように見えるもの)
- (4) テキストボックス(入力できるように見えるもの)
- (5) プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの)
- (6) G I Fアニメ、F L A S H等動きがあるもの
- (7) 広告主、商品、サービスのいずれかを現す文字情報が全くないもの
- (8) 市ウェブサイトのコンテンツの一部と錯誤しやすいデザイン

(色調)

第3条 文字色と背景色のコントラスト(明度差)は十分にとり、また、背景に模様のある画面や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。

(解像度)

第4条 文字やイラスト等の解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附 則

このガイドラインは、平成21年2月1日から施行する。